

自然保護の窓

自然保護担当理事より

1. 灵長類保護委員会の新体制

自然保護担当理事が、学会発足以来6年間つとめてくださった和秀雄さんと西田利貞さんから、糸魚川直祐、松林清明、丸橋珠樹の3人に交替しました。その中で、松林は動物福祉について担当します。前理事や前保護委員会の委員の方々からの助言もあって、新保護委員会は、理事3人に自然保護担当幹事4人（中道正之、後藤俊二、中川尚史、David Sprague）を加えた7人で構成することにしました。糸魚川と中道は委員会報、保護委員会ニュースレターの編集・発行などを、丸橋と中川は会計と物品管理販売などを、松林と後藤は動物福祉の問題などを、David Spragueは海外とのやりとりなどを扱います。

新体制では、保護委員会そのものは7人の小規模にし、実際の活動にあたっては全国各地域の拠点となっていただく会員に保護委員会の諮問委員となっていたいただき、問題ごとに適切な助言や提案をいただくとともに、諸情報の発信・受信や広報の拠点として活動していただくという体制にしてゆきたいと思います。

靈長類保護委員会では、ニュースレターを発行し、多様な問題の提案・討議・最新の情報の交換の場としてゆきます。しかし、ニュースレターを全会員に発送してゆく財政基盤はないので、諮問委員の方々に配布し、その方々から広報配布していただくという方式にします。自然保護の窓にはそのまとめも書いてゆきます。靈長類保護委員会の活動に、会員の皆様のご協力をお願いします。

2. ピグミーチンパンジー問題について

日本モンキーセンターより、日本靈長類学会・理事会に対して、「当該のピグミーチンパンジー2頭を1992年2月26日、ベルギー・アントワープ動物園に送り出した」という報告がありました。この問題の詳細については、Vol 7. No. 1 の自然

保護の窓を参照してください。

靈長類保護委員会は、問題のピグミーチンパンジーが送り出されたこの機にあたり、このような問題の再発防止のため、日本モンキーセンターが靈長類の輸出入や移動に関する基本原則を公表するようにとの要請を行っています。

折しも3月には、ワシントン条約締約国会議が、京都で開催されました。ピグミーチンパンジーの例のような問題の改善の一つとして、日本政府は事前確認制度を導入することになりました。条約で規制されている動植物の輸入申請が出されると、政府が独自に輸入相手国政府に輸出許可の確認を行い、確認後に輸入を許可し、実際に動物が日本に到着するという方式が取り入れられました。しかし、まだ、二つの大きな問題が未解決です。違法に国内に持ち込まれたものの所有権の強制放棄の問題と返還費用の問題です。

ワシントン条約京都会議に京都大学靈長類研究所がNGOとして参加し、東滋、山極寿一、後藤俊二、David Sprague、丸橋珠樹の各会員が参加しました。会議場において、有害鳥獣駆除として年間約5千頭ものニホンザルが捕獲されている現況とその背景や、実験用靈長類の問題についての靈長類保護委員会名の英文パンフレットを配布しました。また、NGOのミーティングでスピーチを行い実状を世界の保護団体の人々に訴えました。この時作成したパンフレットの内容は、会議に参加していたA. ユーディさん(IUCN/SSCの靈長類専門家グループ、アジア地区責任者)からの依頼で、IUCNのニュースレター、Asian Primateに投稿することになりました。

3. 活動資金について

靈長類保護委員会の活動費として学会から渡されるのは、予算に示されているように、経常費からの自然保護連絡費4万円と特別会計からの自然保護活動費20万円です。資金作りのため、保護委員会では、絵はがきやテレフォンカードなどを作っていました。倉敷での学会では、物品の販売をおこなうとともに募金をいただき、8万円あまりの資金が集まりました。

靈長類保護委員会への資金協力を目標の一つとして、佐倉統さんによって、(株)リクルートでの靈長類に関する連続講演会が企画されました。

三谷雅純さんはコンゴでの靈長類の保護活動資金として、古市剛史さんは主にピグミーチンパンジーの保護活動資金に活用しました。企業への単純な募金願いではなかなか資金作りが難しい状況のなか、興味深い資金作りのアイデアとして今後の参考にしてゆきたいと考えています。皆様からの募金に関するよいアイデアをお寄せくださるようお願いします。また、カンパや物品販売にも積極的に御協力ください。

4. 精長類保護委員会の活動費の使途について

特別会計からの自然保護活動費の20万円について、理事会からその使い道を検討するようにとの指示を精長類保護委員会はうけていました。委員会で検討した結果、20万円を「宮城のサル調査会」(代表・伊沢紘生)の基金に拠出することを第5回理事会に提案し、承認されました。金華山のニホンザル研究は過去10年近く続けられ、人づけされた自然群を継続的に観察している貴重なフィールドです。その中断を防ぎ、調査保護活動を今後も安心して円滑に進めるための調査小屋建設計画に、学会として資金協力することは、特に北日本の冷温帯の森林に生息するニホンザルの研究・保護にとって重要であると考えられます。また、伊沢紘生さんを代表とする「宮城のサル調査会」は、それを確実に実行できる団体であると評価できます。同会の中間報告によれば、これまでに基金として342万円ほど集まっているとのことです。

また、靈長類の生息している地域の人々の保護活動の研修や研究のための、国際靈長類学会の奨学基金へ\$450を拠出します。

5. ニホンザルの保護のために

ニホンザルの保護のためには取り組まねばならないことがたくさん山積みしています。新しい保護委員会のなかで討議されているいくつかの点を以下に列挙します。我々自身が靈長類学者としてなすべきことと政府や自治体あるいは農林業に携わる人々がなすべきことが互いにかみ合い、ニホンザルの生存にとってよい方向へ向かうように努力してゆきたいと思います。それぞれが大変大きな問題ですが、皆様方からの意見や提案、情報を総合しながら活動してゆきたいと考えています。

1. ニホンザルの生息状況の各地からの情報を集積する。
1. ニホンザルの応用生態学的研究を活発に行う。
1. ニホンザルの全国一斉調査を国として行うよう働きかける。
1. 国政レベルで、野生鳥獣管理を過疎地における農林業振興政策の柱の一つと位置づける。
1. 国による、効果的な総合的防除対策の開発、試験研究を働きかける。
1. モデル地区を設定し、駆除から防除へ、野生動物も含めた豊かな自然とヒトとの混在のノウハウを開発・蓄積する。
1. 捕獲個体からの個体群動態や疾病に関する情報収集(性、年齢、健康状態、妊娠歴等)を現場で行う体制を整え、捕獲個体のその後の経過や移動状況などの情報公開を確立する。
1. いくつかの地方自治体にまたがる地域を対象とした、野生動植物保護管理官や獣医師を国の職員として配置する。
1. 地域に密着してニホンザルの調査、管理活動、社会教育等を日常的に行うボランティアを配置する。
1. パブリック・エducation活動を活発に行う。

(自然保護担当理事 丸橋珠樹)